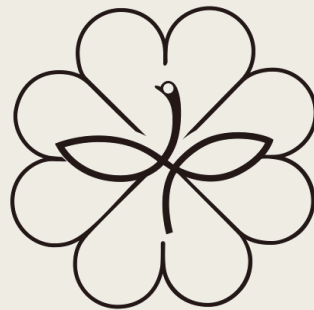


令和5年度 2・3期目対象 民生委員児童委員実務研修



令和5年9月26日(火)	14:00～	金沢市教育プラザ富樫
令和5年9月29日(金)	19:00～	ITビジネスプラザ武蔵
令和5年9月30日(土)	10:00～	金沢流通会館

本日の趣旨

経験年数に応じて期待される役割を理解し、必要な知識や技術を身につけ、地域福祉の要として活動できるよう、資質向上を図る

到達目標

1. 今日的課題に対応する民生委員・児童委員の役割についての理解
2. 専門職と協働した危機対応についての理解
3. 生活問題に直面する人・家族の社会的・心理的・身体的側面の理解

本日の研修内容

1. 福祉問題の把握の方法
2. 把握した情報の活用
3. 情報提供に必要な知識
4. 今日の福祉問題の理解
5. 避難行動要支援者の把握と支援の方法

1. 福祉問題の 把握の方法

1. 福祉問題の把握の方法

見守り、声かけ、訪問、聞き取りによる発見

※疾病や何らかの原因によって、自ら支援を求めることができない方の福祉問題を把握するには・・・？

「助けて」と 言える人ばかりではない

支援が必要な人が「困った」を発信できない理由
(例)

- 相談窓口がわからない
- うまく伝えられない
- 言い出せない (人間関係やプライド)
- 身内のこと、知られたくない
- 迷惑をかけたくない
- あきらめている
- 「困った」と思っていない

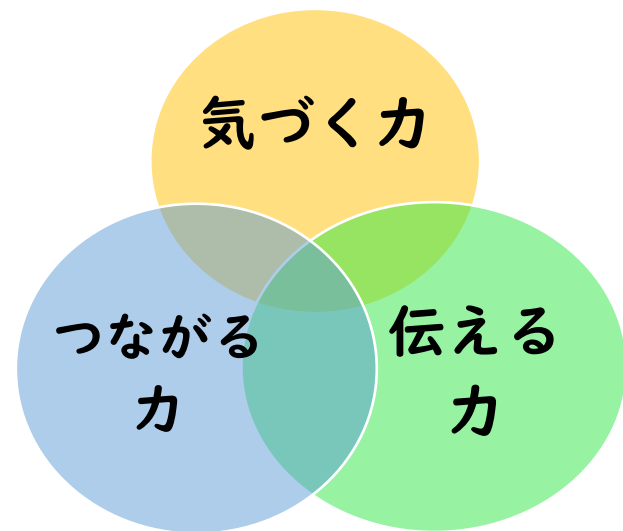


気づきから支援体制が整った事例

Aさん 80歳 女性 一人暮らし

- 昔は問屋をしていて、近隣住民とは顔なじみの関係
- コロナ禍で、近隣住民への交流が途絶えていた
- 久しぶりに近隣住民が本人宅に訪問すると「食べるものがない」「お金がない」と話し、それ以降何度も近隣住民に訴えるようになった
- 近隣住民から民生委員に相談。民生委員が本人宅を訪問し面談を行うとともに、近隣住民からも状況を聞き取る。
- 1ヶ月前では把握できなかった情報：何度も同じ話をする、季節に合わない服の着用、訪問の約束を忘れる等・・・
- 民生委員から包括支援センターに物忘れがあるのでは？と相談が入る
包括支援センターから長男に連絡。長男も本人の物忘れがあることを気づいてはいたが、どうすればいいのか、どこに相談すればいいのか分からなかった
- 介護保険サービス、医療に繋がり、民生委員さんから近隣住民にも、Aさんの事で気になることがあれば、今後も教えてほしいと協力を依頼する。

民生委員活動 のなかで 3つの力を発揮



気づく力	本人が「困った」を発信できなくても、周りが本人の「困った」に気づける力をつける。周りの気づきを伝えることで、本人の「困った」に気づく力も高まる。
伝える力	本人がうまく伝えられない「困った」を、信頼関係をつくることで伝達可能なものとして引き出していく。周りが気づいた「困った」を、代わりに発信する（代弁）ことで、必要な支援につながる糸口をつくる。
つながる力	発信できた「困った」に出会った支援者は、まずは本人の「困った」を受け止める。その上で「困った」は抱え込まずに共有し、本人主体の支援チームをつくる。

2. 把握した 情報の活用

2. 把握した情報の活用

緊急時の判断と関係機関への連絡方法

※緊急時の安否確認フローについて

相談のなかには、すぐさま 安否確認に至るケースもある

(例)

- 配食サービス業者より「お弁当を配達したが、応答がない」
- ヘルパーやデイサービス、ケアマネジャーが約束の時間に訪問しているが連絡がつかない
- 緊急通報装置のコールセンターより「昨夜からセンサーの反応がない」
- 新聞配達業者より「新聞紙がポストに入ったまま、3日分ほど溜まっている」
- 民生委員より「夜になっても電気がつかない」「雨戸が閉まったまま」など近所の人が心配している

緊急時の安否確認フロー

普段の見守り体制

- ・民生委員児童委員
- ・まちぐるみ福祉活動推進委員
- ・町会連合会 ・婦人会
- ・医療機関 ・薬局 ・ケアマネジャー
- ・訪問系サービス ・通所系サービス
- ・新聞や宅配業者、郵便局
- ・ひとり暮らし緊急通報システム
- ・配食サービス など

いつもと何か違う!?

みる・きく

いつから? 現状は?

< 状況確認のポイント >

- ・インターホン、電話で呼び出してみる（呼びかけは大声で）
- ・新聞、郵便はたまっていないか、電気メーターの動きはどうか
- ・電気がついていないか、テレビやラジオの音が聞こえるか
- ・窓や戸の鍵は閉まっているか、空いているところや入れそうなところはないか
- ・車や自転車があるか
- ・異臭やハエなどがたかっているか・・・など



つなぐ

連絡・相談してね!

担当地区の地域包括支援センターへ



役割分担

分担して情報を集める複数の目で現地確認

① 行政へ連絡（包括より市へ第一報）

② 情報収集

- 民生委員・まちぐるみ福祉活動推進委員
 - ・近所や知り合いへ聞きこみ
 - ・「最近見たのはいつ?」「最近どんな様子だった?」
 - ・「家族と普段からのかかわりはある?」
 - ・「鍵の場所は聞いている?」「普段よく行く場所は?」
- 地域包括支援センター
 - ・かかりつけ医、薬局へ連絡：受診や入院の有無を確認
 - ・台帳の確認：連絡先となっている家族へ連絡
 - ・ケアマネジャーや介護保険サービス事業者へ連絡
 - ・配食サービスや立山コールセンターへ連絡
- ケアマネジャー・介護保険サービス事業所
 - ・サービス状況の確認、日常のつながりの聞き取り

③ 現地確認

- ・複数の目で改めて確認（みる・きく）
- ・地域包括支援センターが現地確認（*必要に応じて民生委員+ケアマネジャー等）

あれば安心!

< 感染対策グッズ >

- ・ガウン型エプロン
- ・シャワーキャップ（*100円均一のカップでも代用可能です）
- ・フェイスガードもしくはアイガード
- ・くつカバー、スリッパ
- ・手袋（ティッシュペーパー）
- ・アルコール、除菌シート
- ・ゴミ袋（大きい物）
- ・血圧計
- ・体温計（非接触）
- ・マスク、タオル

状況判断

情報収集と現地確認の結果、本人の身に何か起きているのかも?!

判断できない（緊急性はなさそ）

倒れている可能性がある

中からうめき声など聞こえたら救急要請!



行政へ状況報告

家族に状況報告

安否確認できれば対応終了

安否確認できなければ対応継続
・時間を変えて訪問する等

【家族が駆け付ける場合】

家族が到着するまで待機する（家族より先に入らないこと）

自宅に入る場合は感染対策グッズを活用!



ひとり暮らし緊急通報システム登録者で立山コールセンターからの依頼の場合（別紙あり）

* 役割分担時の行政への連絡は不要

立山コールセンターへ状況報告

必要に応じて、立山コールセンターが消防局へ出動要請

【家族と連絡が取れない、もしくは家族から希望があった場合】

警察に連絡し出動要請する
○警察署（△△△-×××）
○交番（△△△-×××）

・カギ施錠の有無も含め、到着した警察の判断をあおぐ
・安否確認を行ってもらう

警察等より先に入らない!

【事例2-1】

- Bさん 71歳 男性 一人暮らし
- 民生委員より包括へ、電気がついており新聞はないが郵便物がたまっている。1週間前に届けた物も残っている。もともと近隣との付き合いはない方であるが、近隣に聞くと「ここ1~2ヶ月見かけてない」と聞き取ったと連絡が入る
- 包括で把握している情報がないか確認
- 民生委員に新聞販売店への聞き取りをお願いし、包括は台帳から別居の家族に連絡、近隣の病院に受診や入院をされていないか確認。家族とは連絡がとれず、受診入院歴不明。
- 行政に報告、包括市職員2人体制で現地確認に行く。鍵がかかっていない格子戸の窓から異臭を感じ取る
- 包括事務所、行政に連絡。指示を受け110番通報。警察の指示を受け消防隊に連絡
- 消防隊が梯子をかけ開いていた2階窓から入る

緊急事態発見時の心構え

～情報収集時の3つのコツ～

- あわてない
- メモする（主語と数字）
- ひとりで対応しない

誰が言ってた？
何日、何時かな？
何回だろう？



【事例2-2】

民生委員
まちぐるみ福祉活動推進員

包括

- 近隣住民より情報提供がある
- 情報提供者と訪問
- 自宅の様子を確認
近隣、知り合いから情報収集
→ 倒れている可能性がある

- 地区担当包括に連絡
- 新聞販売店への聞き取り

- (包括とともに行動)

- 受診、包括での把握情報確認
- 新聞販売店へ聞き取りをお願い
- 情報収集→台帳から家族に連絡
受診、入院歴を確認
- 行政報告、職員2人体制で現地へ
- 格子戸のある窓から異臭を確認
- 包括、行政に連絡。110番通報
- 警察の指示を受け消防隊に連絡
- 消防隊が2階に梯子をかけ開いていた窓から自宅に入る

ご清聴
ありがとうございました



成年後見制度

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

金沢権利擁護センター

川端 チナツ

令和5年9月

成年後見制度

判断能力が不十分な
方の権利や財産を守
り意思決定を支援す
る国の制度

	法定後見制度			任意後見制度
類型	後見	保佐	補助	-
判断能力の程度	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方	判断能力のある人が、将来の判断能力の低下に備える制度
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
	家庭裁判所が親族や法務専門職等から最も適任と判断する者を選任します。			本人が選任します。
概要	本人に代わって、財産管理や身上監護に関するすべての法律行為を行えます。 また、本人が行った法律行為を取り消すことができます(注)	重要な契約について、保佐人の同意なしに取り交わされた契約を取り消すことができます。 また、事前に定められた範囲の法律行為を代理できます。	家庭裁判所に申立て、定められた範囲の中で、本人に代わって契約を結んだり、契約を取り消したりできます。	本人の判断能力の低下した後に、任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申立て、あらかじめ本人と取り決めておいた法律行為を行うことができます。

(注)「日常生活に関する行為」は取り消せません。

成年後見制度

① 法定後見制度

② 任意後見制度

任意成年後見制度

今は元気だけど・・・

この先認知症に
なったらどうしよう

任意後見制度



任意成年後見制度

将来に備えて
元気なうちに支援して
くれる方を自分で決め
て**契約**を結びます

任意成年後見制度

【任意後見制度の手つづき】

判断能力が低下したときに備え
財産管理などを事前にお願ひできる制度

任意後見受任者を決める



してもらいたいことを決める



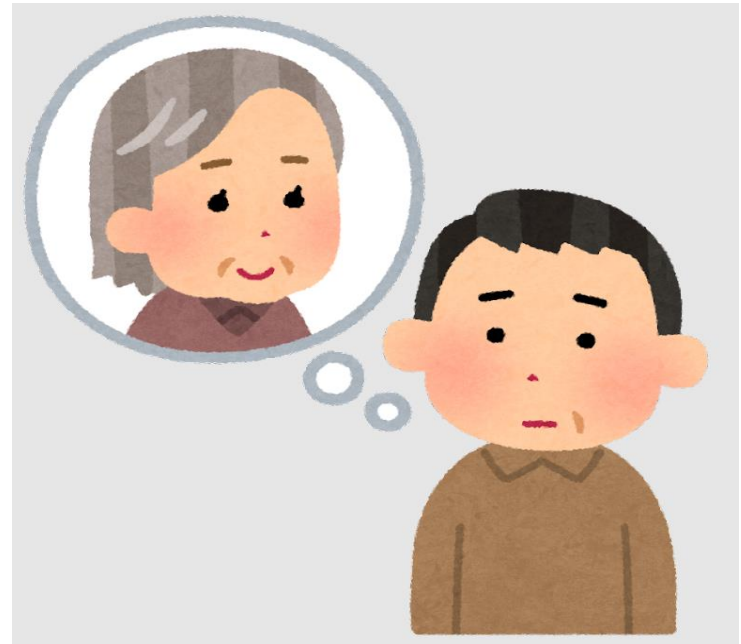
判断能力が低下したら
任意後見監督人の申し立てをする



公正証書で締結する



法定後見制度



法定成年後見制度

- お金の管理が不安
- 高額布団を買わされた
- 手続きができない

法定成年後見制度

認知症、知的障がい、
精神障がいなどの状
態にあり、判断能力
が不十分な方

法定成年後見制度

3つの区分（判断能力）

- ・ **後見** 欠けている状態が多い
- ・ **保佐** 著しく不十分
- ・ **補助** 不十分

法定成年後見制度

後見 → 成年後見人

保佐 → 保佐人

補助 → 補助人

年1回家裁に報告義務

法定成年後見制度

財産管理と身上保護



判断能力が不十分な方の
法律行為（契約や取消）を行
うことで本人の生活を保護し
たり支援すること

●財産管理

- 金銭管理（預金、証券等）
- 税金、保険料等の支払い
- 不動産の管理
- 遺産相続等
- 不利益な契約の取り消し

● 身上保護とは

医療や介護へ繋げる生活支援

「契約行為」・「法律行為」

の手続きの代行

【具体例】

- ・介護保険の申請手続き
- ・介護入所の契約
- ・福祉サービス検討
- ・生活費等の管理・送金、お届け
- ・本人の安否や健康状態の確認
- ・入院契約
- ・主治医からの病状説明

法定成年後見制度

<できないこと>

★掃除や買い物等

★身元保証人にはなれない

★医療同意はできない

成年後見申立手続き

<申立人になれるのは>

本人

配偶者

4親等以内の親族

首長等

成年後見人等が就くと

- (1) 報酬を支払う必要があること
(後見人等が希望時)
- (2) 後見人として就任すると通常途中で辞めさせられないこと
- (3) 一定の職業等に就けなくなってしまうこと

せい ねん こう けん にん

成年後見人などになれるのは…

しん ぞく
親族



あなたにとって み ぢか たよ ひと
身近な頼れる人

し みん
市民
こう けん にん
後見人



せん もん てき けん しゅう う ち い き ひと
専門的な研修を受けた 地域の人

せん もん しょく
専門職



ふく し ほうりつ せんもん か
福祉や法律の 専門家
しゃ かい ふく し し し ほうしょし べん ご し
(社会福祉士、司法書士、弁護士など)

ふく し かんけい
福祉関係の
ほうじん
法人



だれ き ぼう き
誰がなるかは、あなたの希望や気もち、

よう す く かた たし
からだの様子、暮らし方を確かめて

あ ひと か てい さい ばん しょ
あなたに合った人を家庭裁判所がきめます。



成年後見制度の利用を家庭裁判所に
申立てをする際には、手数料等がかかります。



申立て手数料(収入印紙)

800円~2,400円

※同時に代理権・同意権付与の申し立てを
するかどうかで金額が変わります

登記手数料(収入印紙)

2,600円

その他
(連絡用の郵便切手代、
鑑定料など)

また、制度の利用が始まると、成年後見人等の仕事に対して報酬を支払います。金額は家庭裁判所が
決定します。

1

せいねんこうけんになんとう なに
成年後見人等として 何をするか、
けいかく た
計画を立てます。

ほんにん せいかつ
まず、ご本人が どのような 生活を しているか、
どのくらい ざいさん も しら ほんにん
どのくらい 財産を 持っているか 調べて ご本人に
あ せいかつ かね つか
合った 生活の しかたや お金を どう 使っていくか
などを かんが
考えます。



2

ほんにん きぼう き
ご本人の希望などを聞いて、
ひつよう てつづき おこな
必要な手続きを行います。

ほんにん おも せいかつ かんが ひつよう
ご本人の思いや生活のようすを考えて、必要な
ふくし えら ねんきん う と
福祉サービスを選んだり、年金を受け取るために
ひつよう てつづき おこな
必要な手続きを行ったりします。



3

かね
お金のトラブルから ご本人を
まも
守ります。

ほんにん
ご本人が、あくしつぎょうしゃ
悪質業者にだまされて、ひつよう
必要のないもの
か
を買わされるなどのトラブルにま
巻き込まれた
ばあい
場合にはそのけいやく
契約をとりけ
取り消すことができます。



代理権・同意権・取消権

代理権

本人の代理として財産管理したり契約を結ぶ

同意権・取消権

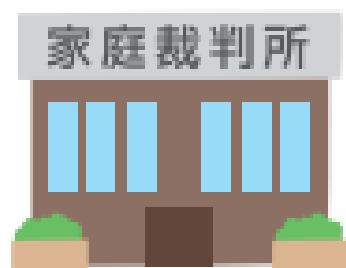
結んだ契約を同意したり取り消す

例えば 詐欺商法、不要な高額なもの

4

^{ほんにん} ^{せいかつ}
ご本人の 生活のようすを
^{かていさいばんしょ} ^{ほうこく}
家庭裁判所に 報告します。

^{ほんにん} ^{けんこうじょうたい} ^く ^{かね} ^{とち}
ご本人の 健康状態や 暮らしぶり、お金や 土地が
^{かていさいばんしょ} ^{ほうこく}
どのくらいあるか について 家庭裁判所に 報告
します。



成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の全部または一部を補助する

成年後見人等報酬助成（金沢市）

市長申立の生保受給者（準ずる者）

①成年後見制度の必要性

民生委員情報、郵便物等より生活実態把握



金銭管理や不動産等の代理権が必要

＜担当者会議＞

→今後の生活の意向を確認

→本人に成年後見制度の説明・同意

信頼している民生委員同席のもと本人に3度説明しようやく申し立ての同意を得た

②成年後見制度の必要性

成年後見制度の手続き

- ・金沢市市長申立→家庭裁判所へ

後見人が選任

- ・月1回自宅に生活費を届け
- ・各種支払いを行う
- ・債務整理
- ・生命保険契約の見直し
- ・入院手続

ご清聴いただきありがとうございます。
ありがとうございました。

助け合いはご近所の方で

～金沢市避難行動要支援者名簿
活用ガイドブックの読み方～

かなざわコミュニティ防災士

竹田雅子

民生委員児童委員信条

- わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます
- わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます
- わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます
- わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます

民生委員児童委員には、どんな方

が？

- **社会福祉活動に理解と熱意があり、かつ、地域の実情にくわしい方**
- **健康で生活が安定しており、活動に必要な時間を割くことができる方**
- **地域からの推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員**
- **給与なし、任期3年、特別な資格不要、定年有**

活動 「地域の身近な相談相手」

- **市社協の研修**

少しおめかししてお出かけ

- **地区社協行事の手伝い**

- **地域サロンの運営**

毎日のふれあいサロン

敬老会、配食サービスなど

昔は会食だけで年4回あった

- **3年に一度の一斉調査**

調査は毎年ある

- **見守り、声掛け**

おひとりさま、高齢者世帯

1人親家庭、小さい子どものいる家

困っている人と

専門機関をつなぐ役

民生委員児童委員の私とは

- 野球に例えると、送りバント専門の代打要員
- その時が来たら、確実に“その先”につなぐ
- ただ、ベンチ入りしていないと打席にも立てない
- だから、日ごろから【地域を知る者】を目指す

2011年（平成23年）3月11日 東日本大震災



避難行動要支援者名簿に登録される方

【高齢者】

- ・75歳以上の一人暮らし 又は高齢者のみの世帯

【要介護認定者】

- ・介護保険で要介護3以上の認定を受けている方

【障害のある方】

- ・身体障害者手帳の交付を受けており
上肢・体幹・視覚・聴覚の障害の程度が1級または2級の方
下肢の障害の程度が1級～3級の方
- ・療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の方

【その他】

- ・上記の他、避難支援が必要な方（市への申請が必要です）

避難支援者等関係者

- 同じ名簿を持っているのは
- 自主防災会、主に町会長（町会単位）
- 地区社協（地区全域、人手少ない）
- 民生委員（担当地区）
- 消防分団（地区全域）

名簿情報の活用は？

- さて、活用はされていますか？
- どちらかといえは高齢者福祉台帳をお持ちの皆様にとってはその中の一部分でしかないのかもしれませんが
- 金沢市の勧める仕組み作りの基となる名簿ですので、すでに活用されている地区もあるとお聞きしております

自助 共助 公助の考え方

- **自助 自己責任**
- **共助 努力目標**
- **公助 広く浅く**

- **もしも何かあったら、皆さん助け合おうでしょう**
- **ですが、その時何をすれば良いかわかりますか？**

自助

一人ひとりが自分や家族の身を自ら守る行動

共助

地域による安否確認や避難誘導などの行動

公助

金沢市をはじめ国、石川県、消防、警察、自衛隊などの公的機関による行動

災害時は「逃げる」こと

あなたの町に、災害時に一人では逃げる事ができない高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦はいませんか？



平时に調べ、把握しておく

災害時は「逃げる」こと

どのタイミングで？

どこに？

どのルートで？

どうやって？



人それぞれ、違います

安否確認



避難支援



災害時に地域の共助を活かす

災害時支えあいのカタチ



札幌市「災害時支え合いハンドブック」より

何から始めましょうか

- 話ができる環境を目指す
- 担当地区の自主防災会（町会）とつながる
- 自分の協力者を見つける
- マップづくりの準備
- 仮想マップを作ってみよう
- 地域支援者はどうする

町会の取り組み



横川 3丁目自主防災会 住民世帯台帳

〔 個人情報保護のため自主防災会
会長が責任を持って保管する 〕

作成日： 2018 年 7 月 1 日

2枚 - 1枚目

ふりがな	よこがわ いちろう		電話番号 (自宅)	076-000-0000	電話番号 (携帯)	000-0000-0000			
世帯主氏名	横川 一郎								
住 所	金沢市横川3丁目000-000								
緊急連絡先 ①	氏名・勤務先等	新潟県商會	電話番号	076-000-0000	続柄又は 関係	勤務先			
緊急連絡先 ②	氏名・勤務先等	三馬 学	電話番号	076-000-0000	続柄又は 関係	世帯主妻の実家			
家族及び同居人氏名(世帯主を含む)									
No.	ふりがな		続柄	性別	年齢	避難時 の介助	平日の日中の居場所	防災活動に協力できる 資格・特技	
	氏名	氏名							
1	よこがわ いちろう	横川 一郎	世帯主 本人	男	女	45	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	□自宅 □学校・幼稚園・保育所() <input checked="" type="checkbox"/> 勤務先 □その他()	電気工事士
2	よこがわ よしこ	横川 良子	妻	男	女	38	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	□自宅 □学校・幼稚園・保育所() <input checked="" type="checkbox"/> 勤務先 □その他()	調理士
3	よこがわ たろう	横川 太郎	父	男	女	75	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	□自宅 □学校・幼稚園・保育所() □勤務先 <input checked="" type="checkbox"/> その他(まごころくらぶ)	
4	よこがわ はなこ	横川 花子	母	男	女	68	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 □学校・幼稚園・保育所() □勤務先 □その他()	元 看護師
災害時に協力できる 資格・特技について		消防団員OB・消防隊員OB・警察官OB・自衛官OB・医師・看護師ほか医療関係従事者およびOB・救急・水難救助資格者・建築士・大工 電気工事士・自動車整備士・危険物取扱主任者・アマチュア無線資格者・その他 炊事、炊飯ができる、資格、特技はないが何でもできるな							

①この台帳は、災害などの緊急時の避難行動要支援者の把握と支援、住民の安否確認、家族が留守の場合等必要なときの緊急時連絡先への連絡、崩壊・延焼等で家屋の中に人がいないか確認する時、まだ避難していない人が残っていないか確認する時に使用します。

②この台帳は自主防災会会長が保管します。本人の承諾なしに第三者へ情報提供しません。ただし法令に基づく場合、人命・身体または財産の保護のために必要な場合、公衆衛生向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、事務を遂行することに対して協力する必要がある場合を除きます。

2018.7.1

ガイドブックを参考に独自にマップの作成



情報の見える化

マップ作成の見本



まちづくりと防災の取り組み

よこがわ ちょうめ かい
横川3丁目こども会

こどもてくてくワーク

ある
「歩いてみよう高橋川」

たかはしがわ
ガイドブック



れいわ おん がつ にち
令和5年8月26日

きかく よこがわ ちょうめちょうかいじしゅうぼうさいかい
企画：横川3丁目町会自主防災会

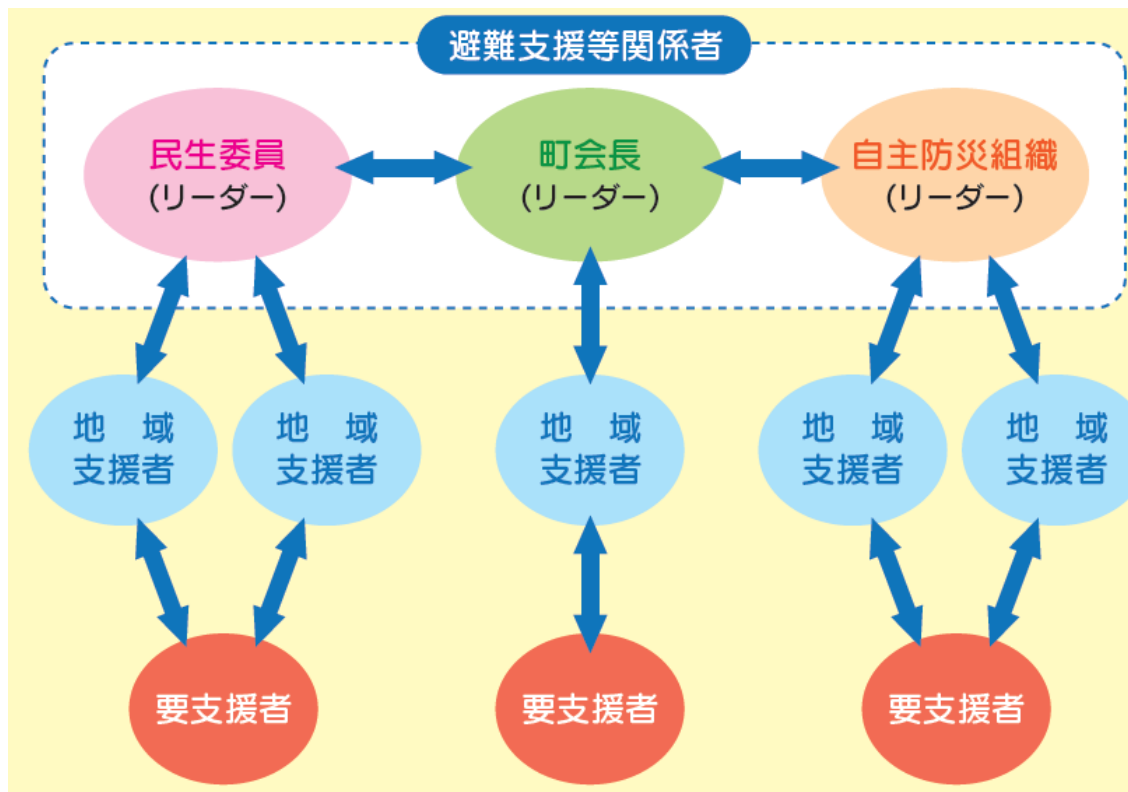
よこがわ ちょうめちょうかいいくせいぶ
横川3丁目町会育成部

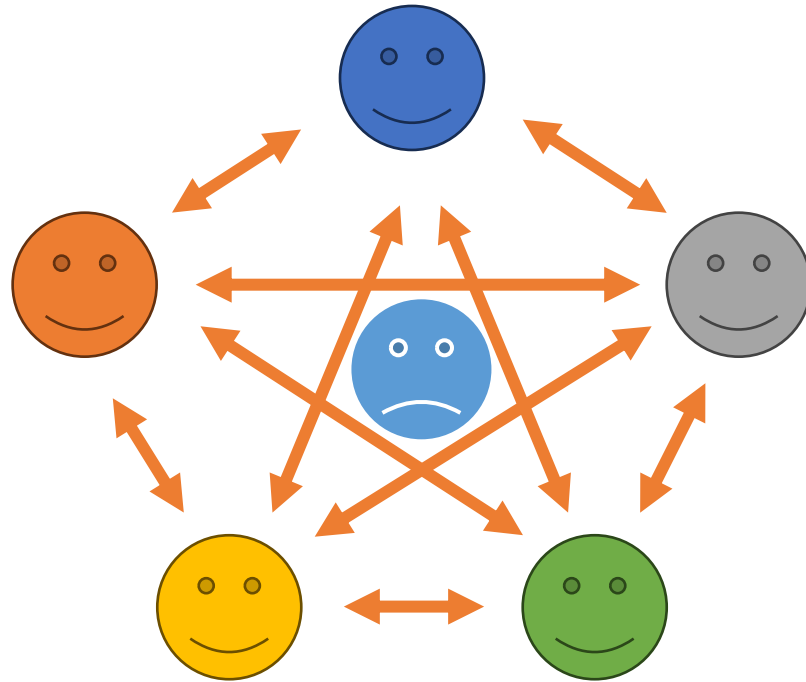


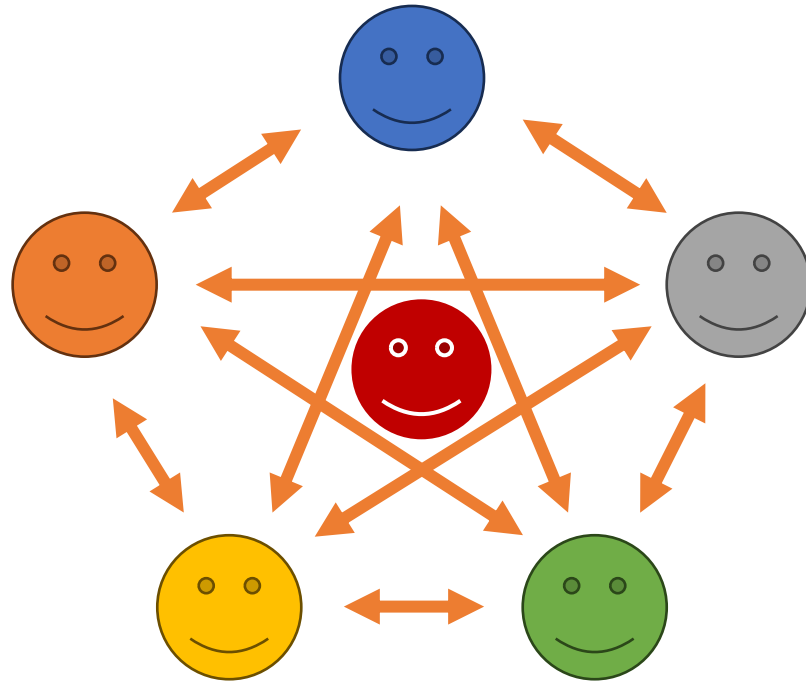
まちづくりと防災の取り組み

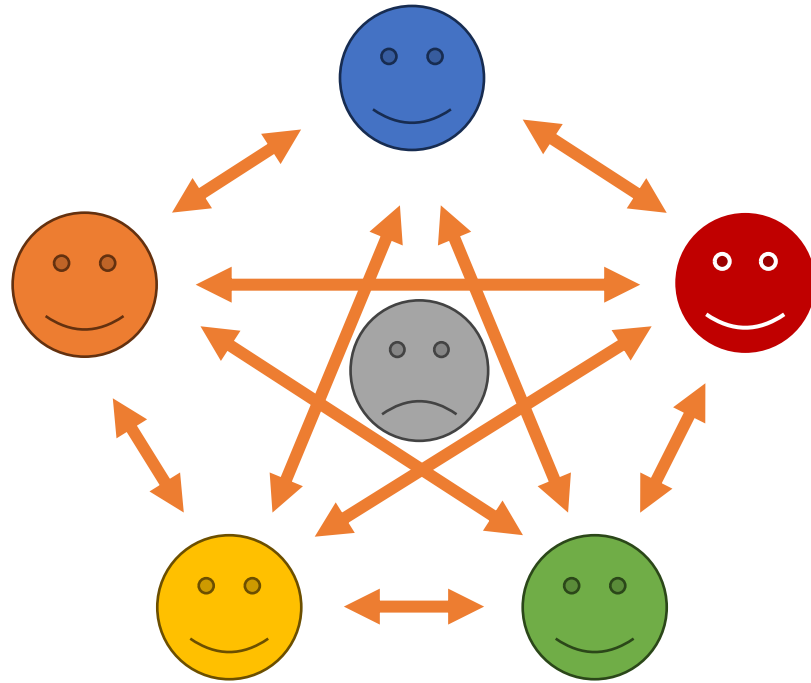


イメージ (例)









ご清聴有難うございました。

